

高萩市の中間前払金制度の導入について

高萩市は、平成 27 年 6 月 26 日から、下記のとおり中間前金払を導入しましたのでお知らせします。

記

1. 対象工事

- (1) 契約金額が 500 万円以上の工事
- (2) 当初の前金払をした工事

2. 中間前払金の範囲

契約金額の 10 分の 2 以内

3. 認定要件

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事にかかる作業が行われていること
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

4. 請求条件

保証事業会社の保証証書を添付

以上